

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令案に関するパブリックコメント

省令を定めるに当たっては、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を参考にするとされているが、「(ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。)」は削除し、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」としてください。

その理由として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の目的である「教育機会の確保」のためには、不登校の原因を問わず、全て対象とすることが必要だからです。「病気」や「経済的理由」を表だした理由としていても、実際には親の虐待等により学校に行けない児童生徒を本法の対象から漏らさないためにも、例外規定を設けることは不適切です。本法の対象とすることで、不登校児童生徒の社会環境等を調査し、重篤な虐待等の事案を発見するきっかけとすることが重要であると考えます。